

新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月10日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第64号

新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県大麻取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後	改正前
<p><u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>（昭和23年法律第124号。以下「法」という。）及び<u>大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則</u>（令和6年厚生労働省令第140号。以下「省令」という。）並びに<u>新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例</u>（平成12年新潟県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p><b>第2条</b> 省令第1条の規定により大麻草採取栽培者の<u>免許</u>（以下単に「免許」という。）を受けようとする者が提出する申請書には、<u>省令第1条各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 栽培地の平面図及び堅固な柵の設置その他の容易に人が出入りできない措置（以下「柵の設置その他の措置」という。）の概要図</u></p> <p><u>(2) 条例第2条第2項第2号アからウまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p><u>(3) その営んでいる業務又は営もうとする業務に</u></p>	<p><u>新潟県大麻取締法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>大麻取締法</u>（昭和23年法律第124号。以下「法」という。）及び<u>大麻取締法施行規則</u>（昭和23年厚生・農林省令第1号。以下「省令」という。）並びに<u>新潟県大麻取締法施行条例</u>（平成12年新潟県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p><b>第2条</b> 省令第2条第1項に規定する申請書は、<u>別記第1号様式によるものとする。</u></p>

において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であることを明らかにする書類

2 省令第1条第1号及び第3号に規定する略歴を記載した書類は、別記第1号様式によるものとする。

3 省令第1条第4号に規定する医師の診断書には、覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。

(大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出)

**第3条** 法第6条第3項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出をしようとする者は、別記第3号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 免許証

(2) 届出者が個人である場合において住所地を変更したときは、住民票の写し

(3) 氏名（法人又は団体にあつては、その業務を行う役員の名）を変更したときは、戸籍抄本

(4) 届出者が法人又は団体である場合において主たる事務所の所在地又は名称を変更したときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

(5) 届出者が法人又は団体である場合においてその業務を行う役員を変更したときは、次に掲げる書類

ア 氏名及び略歴を記載した書類（別記第1号様式）並びに住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書又は資格証明書で写真を貼り付けたものその他これらに準ずるものとして知事が認める書類

イ 医師の診断書（別記第2号様式）

2 省令第2条第1項の規定により大麻取扱者免許を受けようとする者が提出する前項の申請書には、省令第2条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍抄本

(2) 栽培地の平面図及び堅固な柵の設置その他の容易に人が出入りできない措置（以下「柵の設置その他の措置」という。）の概要図

(3) 法第5条第2項第2号及び条例第2条第2項第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類

(4) 大麻栽培者の免許を申請するときは、その営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であることを明らかにする書類

(5) 大麻研究者の免許を申請するときは、大麻を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面並びに大麻研究計画書（別記第3号様式）

3 省令第2条第2項第1号に規定する医師の診断書には、覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。

4 省令第2条第2項第2号に規定する履歴書は、別記第2号様式の2によるものとする。

ウ 法第5条第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

(6) 栽培地の数、位置又は面積を変更したときは、栽培地の登記事項証明書及び栽培地の区域を示す図面

(7) 業務上大麻を取り扱う事務所の位置を変更したときは、当該事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

(8) 栽培目的を変更したときは、事業計画書

(9) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の届出があつたときは、免許証を書き換えて当該大麻草採取栽培者に交付するものとする。

(免許証)

**第4条** 法第7条第1項の規定による免許証は、別記第4号様式によるものとする。

(免許証の再交付申請)

**第5条** 法第7条第3項の規定による免許証の再交付申請は、別記第5号様式によるものとする。

(免許証の返納)

**第6条** 法第7条第4項又は第5項の規定による免許証の返納は、別記第6号様式によるものとする。

(持出し許可の申請)

**第7条** 法第11条の規定による栽培地外への持出し

(免許証)

**第3条** 法第7条第1項の規定による大麻取扱者免許証は、別記第4号様式によるものとする。

(免許の取消し申請)

**第4条** 法第10条第1項の規定による免許の取消し申請は、別記第5号様式によるものとする。

(死亡の届出)

**第5条** 法第10条第2項の規定による大麻取扱者が死亡したときの届出は、別記第6号様式によるものとする。

(免許証の返納)

**第6条** 法第10条第4項又は第7項の規定による免許証の返納は、別記第7号様式によるものとする。

2 法第10条第4項の規定による免許証の返納は、法第18条の規定により免許を取り消され、その他その効力を失つた日から、15日以内に行わなければならない。

(大麻取扱者名簿の登録事項の変更の届出)

**第7条** 法第10条第5項の規定による大麻取扱者名簿の登録事項の変更の届出をしようとする者は、別記第8号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 免許証

(2) 氏名を変更する場合は、戸籍抄本

(3) 栽培地の数、位置又は面積を変更する場合は、栽培地の平面図

(免許証の再交付申請)

**第8条** 法第10条第6項の規定による免許証の再交付申請は、別記第9号様式によるものとする。

(持出し許可の申請)

**第9条** 法第14条の規定による栽培地外への持出し

の許可の申請は、別記第7号様式によるものとする。

(廃棄の届出)

**第8条** 法第12条第1項又は第2項の規定による廃棄の届出は、別記第8号様式によるものとする。

(事故の届出)

**第9条** 法第12条の2第1項の規定による事故の届出は、別記第9号様式によるものとする。

(構造設備基準)

**第10条** 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、大麻草の栽培地の構造設備が次に定めるところに適合するものであることとする。

- (1) 栽培地には、柵の設置その他の措置が講じられていること。
- (2) 栽培地が屋内にある場合は、鍵のかかる施設内にあること。

(変更の届出)

**第11条** 大麻草採取栽培者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第10号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

の許可の申請は、別記第10号様式によるものとする。

(報告)

**第10条** 法第15条又は法第17条の規定による大麻取扱者の報告は、別記第11号様式によるものとする。

(構造設備基準)

**第11条** 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 大麻取扱者が大麻草を栽培する栽培地の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。
  - ア 栽培地には、柵の設置その他の措置が講じられていること。
  - イ 栽培地が屋内にある場合は、鍵のかかる施設内にあること。
- (2) 大麻研究者がその研究に従事する施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。
  - ア 研究に従事する施設内に大麻を安全に保管するために必要な設備を有すること。
  - イ アに規定する設備は、鍵のかかるものであること。

(廃棄の届出)

**第12条** 条例第5条第1項の規定による廃棄の届出は、別記第12号様式によるものとする。

(事故の届出)

**第13条** 条例第6条の規定による事故の届出は、別記第13号様式によるものとする。

(変更の届出)

**第14条** 大麻取扱者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 大麻研究者の研究の計画

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合は、大麻研究計画書(別記第3号様式)

第12条 (略)

別記

第1号様式 (第2条、第3条関係)

略 歴 書

年 月 日

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
本 籍			
住 所	〒		
略 歴	年 月		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		

第2号様式 (第2条、第3条関係)

診 断 書

(略)
(略)
2 麻薬、あへん又は覚醒剤の中毒
(略)
(略)

第3号様式 (第3条関係)

大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届 年 月 日
新潟県知事 様
住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
下記のとおり名簿の登録事項に変更を生じたので、大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定により免許証を添えて届け出ます。

第15条 (略)

別記

第1号様式 (第2条関係)

(略)

第2号様式 (第2条関係)

診 断 書

(略)
(略)
2 麻薬、 <u>大麻</u> 、あへん又は覚醒剤の中毒
(略)
(略)

第2号様式の2 (第2条関係)

履 歴 書

(略)

記	
登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
変更 内 容	変更事項
	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日
備考	

**第3号様式**（第2条、第14条関係）  
大麻研究計画書  
(略)

**第4号様式**（第4条関係）

大麻草採取栽培者免許証

(略)

大麻草採取栽培者  
(略)

	位 置	面 積
	位 置	面 積

(略)

住 所  
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名      年 月 日 生  
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1  
項の規定により免許を受けた大麻草採取栽培者  
であることを証明する。  
(略)

**第4号様式**（第3条関係）

大麻栽培者  
大麻研究者免許証

(略)

大麻栽培者  
(略)

<u>纖維用</u>	位 置	面 積
<u>種子用</u>	位 置	面 積

(略)

大麻研究者  
大麻研究施設      所在地  
   名 称

研究目的

<u>大麻栽培地</u>	位 置	面 積
--------------	-----	-----

大麻栽培者又は      住 所  
大麻研究者

氏 名      年 月 日 生

大麻取締法第5条第1項の規定により免許を  
大麻栽培者  
受けた大麻研究者であることを証明する。  
(略)

**第5号様式**（第5条関係）

大麻草採取栽培者免許証再交付申請書  
年 月 日

新潟県知事      様

住 所  
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名  
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり免許証の再交付を受けたいので、大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定により申請します。

記

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
再交付申請の 理由及びその 年月日	年 月 日
備 考	

**第6号様式** (第6条関係)

<p>大麻草採取栽培者免許証返納届 (略)</p> <p>住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>下記のとおり免許証を返納したいので、<u>大麻第7条第4項</u> <u>草の栽培の規制に関する法律第7条第5項</u>の規定により免許証を添えて届け出ます。</p> <p>(略)</p>	
登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
(略)	
(略)	

**第7号様式** (第7条関係)

<p>大麻持出し許可申請書 (略)</p> <p>住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)</p>	
---	--

**第5号様式** (第4条関係)

(略)

**第6号様式** (第5条関係)

(略)

**第7号様式** (第6条関係)

<p>大麻取扱者免許証返納届 (略)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>下記のとおり免許証を返納したいので、<u>大麻第10条第4項</u> <u>取締法第10条第7項</u>の規定により免許証を添えて届け出ます。</p> <p>(略)</p>			
登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
(略)			
研究施設の所 在地			
(略)			

**第8号様式** (第7条関係)

(略)

**第9号様式** (第8条関係)

(略)

**第10号様式** (第9条関係)

<p>大麻持出し許可申請書 (略)</p> <p>住 所</p>	
--------------------------------------	--

氏名  
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 下記のとおり大麻を持ち出したいので、大麻草の栽培の規制に関する法律第11条の規定により申請します。  
 (略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
(略)	
(略)	

**第8号様式 (第8条関係)**

大麻廃棄届  
 (略)  
 住所  
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名  
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 下記のとおり大麻を廃棄したいので、大麻草第12条第1項の栽培の規制に関する法律第12条第2項の規定により届け出ます。  
 (略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
(略)	

**第9号様式 (第9条関係)**

大麻事故届  
 (略)  
 住所  
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名  
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 下記のとおり事故が発生したので、大麻草の栽培の規制に関する法律第12条の2第1項の規定により届け出ます。

氏名  
 下記のとおり大麻を持ち出したいので、大麻取締法第14条の規定により申請します。  
 (略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
(略)			
研究施設の所 在 地			
(略)			

**第11号様式 (第10条関係)**

栽培  
 大麻研究報告書  
 (略)

**第12号様式 (第12条関係)**

大麻廃棄届  
 (略)  
 住所  
 氏名  
 下記のとおり大麻を廃棄したいので、新潟県大麻取締法施行条例第5条第1項の規定により届け出ます。  
 (略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
(略)			

**第13号様式 (第13条関係)**

大麻事故届  
 (略)  
 住所  
 氏名  
 下記のとおり事故が発生したので、新潟県大麻取締法施行条例第6条の規定により届け出ます。



(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
栽培地の位置	郡 町 市 村 大字 番地
業務上大麻を 取り扱う事務 所の位置	郡 町 市 村 大字 番地
(略)	
(略)	

**第10号様式 (第11条関係)**

大麻草採取栽培者変更届

(略)

住 所  
(法人又は団体にあつて  
は、主たる事務所の所在地)

氏 名  
(法人又は団体にあつて  
は、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり変更したので、新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則第11条第1項の規定により届け出ます。

(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日
(略)	

注 大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更以外の変更について届け出ること。

**附 則**

この規則は、令和6年12月12日から施行する。

(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
(略)			
(略)			

**第14号様式 (第14条関係)**

大麻取扱者変更届

(略)

住 所

氏 名

下記のとおり変更したので、新潟県大麻取締法施行細則第14条第1項の規定により届け出ます。

(略)

登録番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	免許の 種類	栽培者・ 研究者
研 究 者	所在地		
	名 称		
(略)			

注 1 大麻取扱者名簿の登録事項の変更以外の変更について届け出ること。

2 研究所の欄は、大麻研究者が届け出る場合のみ記入すること。